

蓄電池設備の主な改正点(市川市火災予防条例第13条関係)

改正前

蓄電池設備の単位	規制対象	消防への届出
4800アンペアアワー・セル未満	条例対象外	必要なし
4800アンペアアワー・セル以上	条例により規制	必要



改正後

蓄電池設備の単位	追加条件	規制対象	消防への届出
10キロワット時未満	なし	条例対象外	必要なし
10キロワット時～ 20キロワット時未満	消防庁が定める安全 措置が施されたもの	条例対象外	必要なし
	なし	条例により規制	必要
20キロワット時以上	なし	条例により規制	必要

用語の解説

【アンペアアワー】一定時間に流すことができる電気量を表わす単位で、主に蓄電池の性能を表わしています。

【キロワット時】一定時間に消費された電力量を表わす単位で、家庭の電気使用量はこの単位が使われています。

【セル】単電池の単位を表わすもので、これらの単電池を複数接続したものが蓄電池設備(バッテリー)となります。

【報告3】 別添資料2

厨房設備における離隔距離の見直し

市川市火災予防条例 別表第3(一部抜粋)

種 類				入 力	離 隔 距 離 (cm)				備 考	
					上方	側方	前方	後方		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
使用温度が300℃未満のもの				—	100	50	100	50		

 今回の改正条例で追加した部分です。